

入札参加資格に関する質問回答書(平成27年11月30日)

当該頁項目	質問の内容	回答
<p>一般競争入札公告 p.1 2 入札に参加する者に必要な資格等 (1) 資格要件(全て満たしていること) ①牛舎及び関連機器設備の整備実績がある者であって、建設業法の特定建設業の許可を有する者。</p>	<p>弊社は当該工事の施工について下請契約をせず自社施工で行う予定ですが、下請けに発注しない場合でも特定建設業の許可が必要ですか？</p>	<p>建設業法上、特定建設業の許可が必要とされるのは、下請発注額が一定の金額以上になる場合とされています。御社のように下請に発注せず自社施工で行う場合については、特定建設業の許可が必要とされる工事に該当しないものとします。したがって「特定建設業の許可を有する者」という資格要件は不要とします。</p>